

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	障がい福祉課	検索番号	4-5
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	根拠条項	67-3	
不利益処分	指定自立支援医療機関 (更生医療) に対する措置命令			
(根拠規定)				
○障害者総合支援法第 67 条第 3 項 都道府県知事は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定自立支援医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。				
(処分基準)				
○愛媛県指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) に対する指導等実施要領 (平成 26 年 3 月 20 日付け 25 障第 1295 号愛媛県保健福祉部長通知)				
第 1 趣 旨 この要領は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 66 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) (以下「自立支援医療機関という。」) に対して行う指導及び自主点検 (以下「指導等」という。) について、基本的事項を定める。				
第 4 実施方法等				
1 自主点検 当分の間、次のとおり自主点検を実施する。				
(1) 自主点検の実施方法 全ての指定自立支援医療機関は、県ホームページに掲載する別紙 1 「主眼事項及び着眼点」及び別紙 2 「障害者自立支援医療 (育成医療・更生医療) 自主点検票」 (以下「自主点検票」という。) をダウンロードし、毎年自主点検を実施するものとする。				
(2) 自主点検結果 (自主点検票) の提出 指定自立支援医療機関は、指定更新申請の際に、前回指定更新 (初めての更新の場合は新規指定) 以後に実施した自主点検結果をすべて県に提出するものとする。				
2 実地指導 提出された自主点検票の内容を確認し、必要に応じて、実地指導を行う。 なお、実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。				
(その他)				